

学童部指導要領

1. 学童部登録チームを金銭的、名聲的、広告的、政治的に利用されないように配慮すること。
2. 登録チームの編成は、原則として小学校単位とする。

3. 大会について

- (1) 県大会の開催については総会で決定する。
- (2) 各支部が行う大会で支部外から招待チームを含めて行う大会は本連盟へ届けて、あらかじめ了解を得ること。
- (3) (2) での招待チームは各支部の了解を得たチームであること。

4. 研修会等の参加について

- (1) 少年期の発育途上にある児童が、軟式野球をとおして健やかに楽しく育っていくための指導を正しく、有意義にできるように指導者研修会を開くこと。
- (2) 教育委員会等の社会体育関連団体並びに体育協会が、開催する指導者研修会等には積極的に参加させること。

5. その他

- (1) 12月・1月はシーズンオフとし、対外試合は行わない。
- (2) シーズン中の練習は、平日2時間以内、休日3時間以内を目途とする。
- (3) 一日において2試合を行う場合は、競技運営に関する連盟取り決め事項を遵守して行う。
- (4) 選手（学童）に対する指導は、適正な野球に導くために行うことを心掛け、選手の自主性と野球に対する興味を増幅させることを目的に行い、強制的及び威圧的な指導は厳に慎み、加えて体罰による指導は断じてあってはならない。
- (5) 上記事項に違反する行為を行った指導者は、監督、コーチ、チーム責任者などの指導者として本連盟に登録することはできない。
- (6) 学童野球の指導の在り方等検討するため、学童軟式野球指導検討委員会を設置する。委員会は、理事長、副理事長、審判指導員、事務局長、学童部長、運営部長で構成する。